

令和4年8月18日  
事務連絡

各（都道府県）住宅担当部局  
政令市 福祉担当部局  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
国土交通省住宅局安心居住推進課

「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について

平素より高齢者住宅施策の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省・国土交通省令第2号。）及び「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省・国土交通省告示第2号。）が令和4年7月20日に公布され、令和4年9月1日より施行されることを受けまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が登録申請書に添付する書類等の作成にあたり参考とする様式を示した「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」（平成23年10月7日付事務連絡。以下「事務連絡」という。）の一部を、別添のとおり改正いたしました。

つきましては、今般の改正について御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知を図っていただく等、特段のご配慮をお願いいたします。

(別添)

○「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」(平成 23 年 10 月 7 日付け事務連絡)の一部改正

(下線部は変更点)

改正後	現行
<p data-bbox="327 440 972 472">登録申請書の添付書類等の参考とする様式について</p> <p data-bbox="203 539 1099 807">高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が登録申請に当たり申請書に記載する事項に係る留意点及び登録申請書に添付する書類等の参考とする様式について、以下のとおり作成したので、貴職におかれては、登録申請の受付や登録事業者に対する指導等に際して、適宜活用されたい。</p> <p data-bbox="636 876 667 908">記</p> <ol data-bbox="203 975 1099 1386" style="list-style-type: none"><li data-bbox="203 975 1099 1051">1 法第 6 条の申請書に記載する事項に係る留意点については、別紙 1 を参考とすること。</li><li data-bbox="203 1118 1099 1294">2 <u>国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成 23 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号)第 7 条第 2 号</u>の「サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類」については、別紙 2 ①又は別紙 2 ②を参考とすること。</li><li data-bbox="203 1361 1099 1386">3 法第 17 条の規定に基づき、登録事業者が、登録住宅に入居しよう</li></ol>	<p data-bbox="1249 440 1895 472">登録申請書の添付書類等の参考とする様式について</p> <p data-bbox="1131 539 2027 807">高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が登録申請に当たり申請書に記載する事項に係る留意点及び登録申請書に添付する書類等の参考とする様式について、以下のとおり作成したので、貴職におかれては、登録申請の受付や登録事業者に対する指導等に際して、適宜活用されたい。</p> <p data-bbox="1552 876 1583 908">記</p> <ol data-bbox="1131 975 2027 1386" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1131 975 2027 1051">1 法第 6 条の申請書に記載する事項に係る留意点については、別紙 1 を参考とすること。</li><li data-bbox="1131 1118 2027 1294">2 <u>国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成 23 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号)第 7 条第 4 号</u>の「サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類」については、別紙 2 ①又は別紙 2 ②を参考とすること。</li><li data-bbox="1131 1361 2027 1386">3 法第 17 条の規定に基づき、登録事業者が、登録住宅に入居しよう</li></ol>

<p>とする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項等を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により説明する際には、別紙3を参考とすること。</p> <p>4 登録申請受付時に、入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するに当たって参考とするチェックリスト（別紙4）を作成したので、適宜活用すること。</p>	<p>とする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項等を記載した書面を交付して説明する際には、別紙3を参考とすること。</p> <p>4 登録申請受付時に、入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するに当たって参考とするチェックリスト（別紙4）を作成したので、適宜活用すること。</p>
--	---

## 別紙1

### サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書に記載する事項に係る留意点

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）の「別記様式第一号」（以下「申請様式」という。）に記載する事項に係る留意すべき点は次のとおりとする。

なお、登録申請を行う段階において、サービス付き高齢者向け住宅事業を開始した際の想定に基づき記載した項目について、事業の開始後における実態と乖離が生じた場合は、該当する項目について、事業の開始後の実態に即して適切な内容を記載するとともに、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第9条に基づき必要な変更の届出を行う必要があることを付言する。

#### 第1 申請様式の別紙に記載する事項に係る留意点

##### 1. 「1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」に係る事項

「住宅に関する権原」、「施設に関する権原」及び「敷地に関する権原」の項中「期間」については、その権原が、賃借権にあっては定期借地（借家）契約に基づくものである場合、使用貸借による権利にあっては契約による期間の定めのあるものである場合に限り、記載するものとする。

また、「敷地に関する権原」について、所在地が所有権を有する敷地と賃借権を有する敷地であるなど、複数の権原の種類に跨る場合は、大部分を占める権原を記載するものとする。

##### 2. 「4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備」に係る事項

(1) 「居住部分の規模」の項については、壁芯により算定した数値を記載するものとする（申請様式の別添3の「専用部分の床面積（㎡）」欄についても同様とする。）。

(2) 「階数」の項については、地階がある場合、「地上○階、地下○階建」と記載するものとする。

(3) 「竣工の年月」の項については、登録を行おうとする住宅が当初建築された時期を記載するものとする。

##### 3. 「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」に係る事項

(1) 「高齢者生活支援サービス」の項の「提供の対価（概算・月額）」の欄については、回数や時間などに応じた料金設定の場合は、30日間の利用を想定した平均的な額を記載するものとする。また、記載しようとする額が消費税の課税対象である場合は、消費税を含めた総額を記載するものとするが、登録後に消費税率が引き上げられたときは、それに起因する提供の対価の変更について登録事項の変更の届出

を行う必要はない。なお、入居検討する者への的確な情報提供の観点から、他の変更事由により登録事項の変更の届出を行う機会に併せて提供の対価の金額の変更を行うなどできるだけ速やかな変更を行うことが望ましい。

- (2) 同項の「提供形態」の欄については、当該サービスのうち、一部を自ら提供し、残りを委託により提供する場合（以下「併用提供する場合」という。）は、「自ら」及び「委託」の双方にチェックを付すこととする。
- (3) 「共益費の概算額」の項については、高齢者生活支援サービス提供のために必要となる人件費は当該額に含めて記載しないこととする。

#### 4. 「12. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨」に係る事項

申請した内容が法第3条第1項の規定に基づく基本方針（法第4条第1項又は第4条の2第1項の規定に基づく高齢者居住安定確保計画が定められている場合は、当該計画を含む。）に沿ったものであることを誓約する旨を記載するものとする。

### 第2 申請様式の別添3に記載する事項に係る留意点

「月額家賃（概算額）」の欄については、同一のタイプ内において家賃の額に幅がある場合は、平均値、最頻値などにより概算額を記載するものとする。

### 第3 申請様式の別添4に記載する事項に係る留意点

#### 1. 別添4の1に係る事項

「提供形態」の項については、当該サービスを併用提供する場合にあっては、「サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する」及び「委託する」の双方にチェックを付すとともに、「備考」の項に自ら提供するサービスの範囲及び委託により提供するサービスの範囲を簡潔に記載するものとする。

#### 2. 別添4の1から6までに記載する事項に係る共通の事項

「サービス提供の対価（概算・月額）」の欄については、回数や時間などに応じた料金設定の場合は、30日間の利用を想定した平均的な額を記載するとともに、備考の項に提供するサービスの単価、想定した利用時間・回数等を記載するものとする。

以上



3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな)
事務所の所在地	(郵便番号) )  電話番号

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	戸	
居住部分の規模	(最小)	m <sup>2</sup>	詳細については、別添 3 のとおり
	(最大)	m <sup>2</sup>	
構造及び設備	共同利用設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	構造	造	階数 階建
竣工の年月	年	月	日
加齢対応構造等	<input type="checkbox"/> 登録基準に適合している		
	<input type="checkbox"/> エレベーターを備えている		
	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている		

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	<input type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 <input type="checkbox"/> ①単身高齢者世帯 <input type="checkbox"/> ②高齢者＋同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年	月	日から
--------	---	---	-----

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態	提供の対価(概算・月額)		詳細については、 別添 4 のとおり
	状況把握 生活相談	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託	約 円		
食事の提供	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円			
入浴等の介護	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円			
調理等の家事	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円			
健康の維持増進	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円			
その他		<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円		
家賃の概算額	(最低) 約 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり			
	(最高) 約 円				
共益費の概算額	(最低) 約 円				
	(最高) 約 円				
敷金の概算額	(最低) 約 円	家賃の 月分			
	(最高) 約 円				
水道光熱費の支払方法					
前払金※の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 円	(最高) 約 円			
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃				
	サービス提供の対価				
返還額の算定方法					
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで				
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に定めた契約の始期を起算日とする。)				
前払金の保全措置の内容	<input type="checkbox"/> 銀行による債務の保証 <input type="checkbox"/> 信託会社等による元本補てん又は信託 <input type="checkbox"/> 保険事業者による保証保険 <input type="checkbox"/> その他( )				
特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている				
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない				
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている				
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない				
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている				
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない				
介護サービス情報	(特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所若しくは介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合には、別紙により、介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報を示す。)				

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。



7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方法	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input type="checkbox"/> 管理業務を委託	
委託する業務の内容 (契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 <small>(法人にあっては 主たる事務所の所在地)</small>	(郵便番号	)
	電話番号	
修繕計画		
計画策定の 有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
大規模修繕の 実施予定	頃実施予定	
その他計画的 な修繕予定		
登録の更新の 申請の前一年間における 入居者の数及び 退去者の数	入居者の数	人
	退去者の数	人

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号) ) 電話番号
連携又は協力の内容	

10. 保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	
-----------------------	--

※保健医療サービスを提供する場合に限り記入すること。

11. 運営方針  
別添5のとおり

12. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

--

上記につきまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づく書面による説明を受けました。

○年○月○日

借主(乙) 住所  
氏名

○ ○ ○ ○







別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
サービスを提供する法人等の別	<input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者 <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービス事業者		<input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外の法人等		
サービスを提供する者の人数	<input type="checkbox"/> 医師	人員	人	<input type="checkbox"/> 社会福祉士	人員 人
	<input type="checkbox"/> 看護師	人員	人	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員	人員 人
	<input type="checkbox"/> 准看護師	人員	人	<input type="checkbox"/> 養成研修修了者	人員 人
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	人員	人	<input type="checkbox"/> 上記以外の職員	人員 人
常駐する場所	<input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 近接する土地 (所在地 )				
常駐する日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く( )				
常駐する時間	日中	時	分	～	時 分 人員 人
	上記以外の時間	時	分	～	時 分 人員 人
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法	<input type="checkbox"/> 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問(近接する土地に常駐する場合のみ)				毎日 回
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	時 分 ～ 時 分		
		上記以外の日	<input type="checkbox"/> 24時間		
	通報方法				
	通報先				通報先から住宅までの到着予定時間 分
緊急時における対応の内容					
生活相談サービスの内容	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	提供時間	時	分	～	時 分
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
食事提供を行う場所		<input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 各居住部分 <input type="checkbox"/> その他( )			
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他( )			
	内容	<input type="checkbox"/> 3食 <input type="checkbox"/> 入居者が選択 <input type="checkbox"/> 次の食事は提供しない( )			
	調理等	<input type="checkbox"/> 厨房で調理 <input type="checkbox"/> 配食サービスを利用 <input type="checkbox"/> その他( )			
	入居者の健康状態に合わせた食事対応	<input type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> 対応なし			
	入居者の健康状態に合わせた各居室への配食対応	<input type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> 対応なし			
サービス提供の 対価(概算額)	月額※	約	円	内訳	朝食    円    昼食    円    夕食    円
	前払金	約	円	前払金の 算定方法	
備考					

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他( )		
		内容	<input type="checkbox"/> 入浴介護 <input type="checkbox"/> 排せつ介護 <input type="checkbox"/> 食事介護		
			<input type="checkbox"/> その他 ( )		
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他( )		
		内容	<input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 掃除		
			<input type="checkbox"/> その他 ( )		
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法	
	前払金	約	円		
備考					



5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他( )		
		内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ( )		
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 )		電話番号	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他( )		
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

別添 5

運営方針

項目	該当
重要事項を記載した書面のひな形を公開する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居及び退去の条件を書面に記載する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者の個人情報の保護に関する事項を書面に記載する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者に対する虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修及び担当者の配置を行う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
やむを得ず行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為に関して、委員会の開催、指針の整備及び研修を行う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者のプライバシーの確保について、職員に周知する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者に与えた損害を賠償するための措置を講じる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者からの相談及び苦情に適切に対応するための体制を整備する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
サービス付き高齢者向け住宅への入居及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される福祉サービスの利用に必要な費用に関する書類を発行することができる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
地域社会との交流及び連携を図る	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
災害に対応するための仕組みを整備する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
事故の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居者の家族に連絡する仕組みを整備する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者間の交流の促進を図る	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
登録事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される福祉サービスと、それ以外の者から提供される福祉サービスを明確に区分する	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<p>入居者が希望する場合には、介護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する仕組みを整備する</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に周知する</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>職員の教育及び研修に関する計画を策定する</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>職員に対して、認知症に関する研修を行う</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>職員を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>サービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要な措置を講じる</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>

## サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト

チェック内容	根拠規定	チェック欄
(1)書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十二条第二項及び第五十四条第二号において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)によるものであること	法第7条第1項第6号イ	
(2)居住の用に供する専用部分が明示されていること (※単に建物全体を示すのではなく、具体の部屋番号が記載されているなど特定されていること)	法第7条第1項第6号ロ	
(3)①敷金、②家賃、③高齢者生活支援サービスの提供の対価、④家賃等(②及び③)の前払金以外の金銭(権利金等)を受領しないこと (※①～④が明確に分けられていること)	法第7条第1項第6号ハ	
(4)家賃等の前払金を受領する場合には、その算定の基礎が明示されていること	法第7条第1項第6号ニ	
(5)家賃等の前払金を受領する場合には、家賃等の前払金について事業者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示されていること	法第7条第1項第6号ニ	
(6)入居者の入居後、3月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、家賃等の月額を30で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じた額を除き、家賃等の前払金を返還すること。 入居者の入居後、3月が経過し、想定居住期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了の日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の額を、家賃等の前払金の額から控除した額を除き、家賃等の前払金を返還すること。	・法第7条第1項第6号ホ ・規則第12条	
(7)入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化を理由として、当該理由が生じた後の入居者の合意が無く、一方的に居住部分を変更し、又は契約を解約することができないこと	・法第7条第1項第6号ヘ ・規則第13条	
(8)住宅の整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないこと	法第7条第1項第7号	
(9)家賃等の前払金について、事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、必要な保全措置が講じられていること	・法第7条第1項第8号 ・規則第14条	

(※)根拠規定

法：高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)、規則：国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号)